

対象チェックリスト

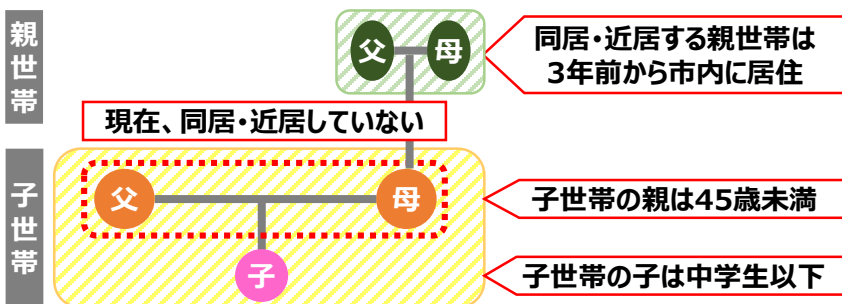
全て満たす場合に、補助金の交付対象となります。

■申請時期の要件

- 工事契約や売買契約は、まだ行っていない。
※ただし、平成31年4月1日～6月30日までの間に契約した工事・売買契約は対象となります。

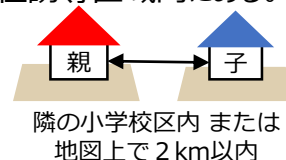
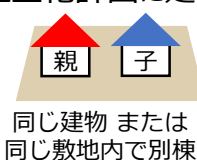
■世帯の要件

- 同居または近居しようとする親世帯は、3年以上前から蒲郡市内に住んでいる。
- 子世帯には、中学生以下の子どもがいるまたは出産予定である。
- 子世帯の親は、どちらも45歳未満である。※ひとり親でも対象です。
- 親世帯と子世帯が、現在、同居または近居していない。※分からない場合はお問い合わせください。
- 親世帯も子世帯も、市税を滞納していない。
- 親世帯にも子世帯にも、暴力団関係者はいない。



■建物

- 親世帯か子世帯の親どちらかの名義で所有する。※名義人が申請者となります。
- 同居・近居しようとしている建物は立地適正化計画に定める居住誘導区域内にある。
※分からない場合はお問い合わせください。
- 同居または近居の定義にあてはまる。
- 違法建築の建物ではない。
- 賃貸物件ではない。



■その他

- 交付申請を行うまでに、親世帯と子世帯の親は健康診断を受けること。
※健康診断の種類は問いません。交付申請時に1年以内の受診結果の通知書等を提出していただきます。ただし、診断結果の内容は提出する必要がありません。
- 補助金の交付決定を受けてから3年間は同居・近居する
- 補助金をもらったあと、アンケートなどに協力する。
- 工事が完了し所有権保存登記または所有権移転登記を行い、住民票を異動した日から30日以内または事業認定を受けた日の属する年度の翌年度末どちらか早い日までに交付申請を行える。
※事業認定から交付申請までが、2年度以上にわたる場合は対象となりません。